

長野広域連合ごみ処理広域化基本計画検討委員会要綱

(設置)

第1 長野広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）並びにごみ処理広域化基本計画（以下「基本計画」という。）及び長野地域循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づき、社会情勢に適合したごみ処理施設整備を推進するため、長野広域連合ごみ処理広域化基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討し、広域連合長に提言する。

(1) 長野広域連合関係市町村の区域（小布施町を除く。以下「長野地域」という。）における基本計画に関すること。

(2) その他広域連合長が必要と認める事項

(組織)

第3 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 広域連合議会議員

(3) 長野地域住民の代表

(4) その他広域連合長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(意見の聴取)

第7 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、長野広域連合事務局環境推進課が行う。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則（平成22年2月16日 告示第2号）

この要綱は、告示の日から施行する。

長野広域連合ごみ処理広域化基本計画検討委員会運営要領

長野広域連合ごみ処理広域化基本計画委員会要綱(平成 22 年 2 月 16 日 告示第 2 号) 第 9 に定める委員会の運営に関し、必要な事項は次によるものとする。

1 検討事項について

要綱第 2 に定める検討事項は具体的には次の事項とする。

- (1) ごみ処理広域化基本計画(以下「基本計画」という。)における定期的及び社会情勢を反映した見直し事項についての検討
- (2) 現在の事業の状況による施設の稼動目標年度
- (3) 将来のごみ量予測に基づく施設規模の検討
- (4) 焼却対象ごみの統一に関すること
- (5) 施設建設後の管理運営体制
- (6) その他基本計画の見直しにおいて必要とされる事項

2 委員の委嘱について

要綱第 3 第 2 項の委員の委嘱のうち、第 3 号及び第 4 号については次のとおりとする。

- (1) 長野地域住民の代表については、長野広域連合ごみ処理施設建設及び管理運営計画策定委員会提言のブロック(長野市、更埴、須高、北部、西部)に従い、各ブロックから 1 名の選出とする。なお、その境界は平成 15 年 12 月の提言時点のものとする。
- (2) その他広域連合長が必要と認める者は、公募委員とする。建設地である長野市、須坂市、千曲市から各 1 名を公募する。公募にあたっては、別に定める公募要領によることとする。

3 委員の報酬について

委員報酬及び費用弁償については、「長野広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」(平成 12 年 5 月 1 日条例第 32 号)を準用し、「広域計画策定委員会委員」に準じるものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 2 月 16 日から施行する。